

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 首都圏広域地方計画、5年目の取り組み ～コロナ禍の中、首都圏を牽引するプロジェクトを着実に推進～

関東地方整備局
首都圏広域地方計画推進室

首都圏広域地方計画は、首都圏の未来を決する「運命の10年」と位置づけ、2016年3月29日に大臣決定されたものです。

首都圏広域地方計画協議会では、計画の実現に向けた各種プロジェクトを推進しており、今回、全38プロジェクトについて5年目の取り組み状況を取りまとめました。

取り組みの詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

○関東地方整備局ホームページ「首都圏広域地方計画」
<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/kokudo00000087.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000836.html

2. 建設従事者を対象としたWEBアンケート調査結果について ～建設業のイメージアップ、担い手確保等に向けて～

関東地方整備局
企画部

働き方改革が推進される中、建設業のイメージアップ、担い手確保等につなげることを目的として、建設業に従事する方々を対象に「従事している仕事の魅力」「週休2日制適用工事」「i-Construction」などについてWEBアンケート調査を実施しました。

この度、アンケートの集計が終わりましたので、お知らせします。

本調査の結果については以下のURLをご参照ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000043.html>

【アンケート概要】

- ・実施期間：令和3年1月18日(木)～2月15日(月)
- ・調査方法：WEBアンケート
- ・対象：建設従事者
- ・回答数：1,142件

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000835.html

3. 総移動回数が減少に転じた東京都市圏の都市交通戦略を提案します ～パーソントリップ調査データを活用した分析とこれからの都市交通～

関東地方整備局
企画部

平成30年に実施した「第6回東京都市圏パーソントリップ調査」の結果を基に、現状分析や将来見通しの検討を踏まえた東京都市圏のこれからの都市交通戦略を提案します。

<概要>

- ・第6回東京都市圏パーソントリップ調査では、総人口が増加しているにもかかわらず、総移動回数が減少に転じました。これを都市交通政策の転換点と捉え、都市交通の実態や将来の姿について検討しました。
- ・検討に当たっては、交通行動の質的な変化により不確実性が高まりもっともらしい姿を見通しにくくなっていることを踏まえ、将来の前提条件を様々に変化させた場合のシミュレーションを行い、人の移動の変化と課題を明らかにしました。
- ・検討結果をもとに、ドア・トゥ・ドアで移動可能な「人中心のモビリティネットワーク」を形成すること、また「居住地を中心とした暮らしやすい生活圏」をつくっていくことを新たな都市交通戦略の考え方としてとりまとめました。これを『新たなライフスタイルを実現する人中心のモビリティネットワークと生活圏』(本文資料(PDF)別紙)として提案します。

<関連する資料の公表>

本提案と併せて、地方公共団体等におけるパーソントリップ調査データを活用した都市交通施策の検討を促進するために、以下についても提供を開始します。

- ・暮らしにおける外出行動の分析の手引き
- ・駅まち回遊まちづくりの分析の手引き
- ・「東京PTインフォグラフィック～ひと目でわかるあなたのまちの交通特性～」
(パーソントリップ調査データを視覚的に把握できるサイト)

詳しくは東京都市圏交通計画協議会ホームページの特設ページをご確認ください。

東京都市圏交通計画協議会 (<https://www.tokyo-pt.jp/>)

国土交通省関東地方整備局、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社関東支社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社東京支社

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000833.html

4. 全国全用途平均で6年ぶりに下落、コロナ禍の影響は用途や地域で異なる ～令和3年地価公示～

関東地方整備局
建政部

令和3年地価公示では、全国平均は全用途で6年ぶりに、住宅地で5年ぶりに、商業地で7年ぶりに下落となった。新型コロナウイルス感染症の影響等により、地価は全体的に

弱含みとなっているが、地価動向の変化の程度は、用途や地域によって異なる。

○昭和 45 年の調査開始以来、今回で 52 回目を迎えた令和 3 年地価公示は、全国 26,000 地点を対象に実施し、令和 3 年 1 月 1 日時点の地価動向として、次のような結果が得られました。

【全国平均】全用途平均は 6 年ぶりに、住宅地は 5 年ぶりに、商業地は 7 年ぶりに下落に転じた。

【三大都市圏】全用途平均・商業地は各圏域のいずれも、8 年ぶりに下落に転じた。住宅地は東京圏が 8 年ぶりに、大阪圏が 7 年ぶりに、名古屋圏が 9 年ぶりに下落に転じた。

【地方圏】全用途平均・商業地は 4 年ぶりに、住宅地は 3 年ぶりに下落に転じた。地方四市(札幌・仙台・広島・福岡)では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも上昇を継続したが上昇率が縮小した。

○新型コロナウイルス感染症の影響により需要者が価格に慎重な態度となっていること等を背景に、全体的に弱含みとなっているが、訪問客増加により上昇してきた地域や飲食店が集積する地域で比較的大きな下落が見られるなど、地価動向の変化の程度は用途や地域により異なっています。

○結果の詳細は、不動産・建設経済局トップページから、「地価公示」のページを御覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>

○個別地点の価格等については、標準地・基準地検索システムに掲載いたします。

<https://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=0&TYP=0>

「地価公示」とは：

地価公示は、地価公示法に基づき、都市計画区域等における標準地の毎年 1 月 1 日時点の正常価格を国土交通省土地鑑定委員会が判定・公示するものです。公示価格は、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格の算定等の規準とされています。

※地方圏は、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)以外の市区町村の区域です。三大都市圏は、首都圏整備法等に基づく政策区域に応じて、全国の市区町村の区域を区分したものです。各圏域に含まれる具体的な市区町村名は、地価公示の「これまでの発表資料」のページにある「三大都市圏の市区町村」を御覧ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan_00000160.html

5. デジタル技術によるニューノーマルな建設工事を目指して！ ～国の機関として初めてのローカル5G無線局免許取得～

関東地方整備局
企画部

国土交通省が国の機関として初めてとなる屋外のローカル 5G 無線局免許を本日、取得しました。今回の免許取得に伴い、インフラ DX の推進に向けて、建設工事の無人化施工、河川管理・道路管理の高度化や災害対応、ドローンや AI 技術を活用した施工管理等でのロー

カル 5G の活用を進めます。

国土交通省では、建設工事の無人化施工により、テレワークでの建設工事や安全で快適な労働環境といったニューノーマルな施工現場を目指しています。無人化施工を強く推進するため、屋外実証フィールドを整備しており、実証フィールドで建設機械の通信に必要なローカル 5G 無線局について、使用周波数帯拡張の制度化当日に、総務省へ無線局免許申請を行い、無線局免許取得となりました。

1. 無線局免許取得日

令和 3 年 3 月 18 日(木)

2. 申請概要

(1) 設置場所

国土技術政策総合研究所内(茨城県つくば市)

関東地方整備局 関東技術事務所内(千葉県松戸市)

(2) 取組内容

国土技術政策総合研究所及び関東地方整備局関東技術事務所(人材育成センター：4 月設置予定)にローカル 5G 環境を屋外に整備し、建設機械の無人操作を行う。

(3) 希望周波数帯

4. 8GHz～4. 9GHz (Sub6)

「ローカル 5G とは」

・ 地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの事業のために利用できる 5G 無線通信システム

「Sub6 とは」

・ 5G で利用可能な周波数帯のうち 6GHz 帯に近い周波数帯のこと。
ミリ波帯(28GHz 帯)と比較すると遮蔽物に強く電波到達性が高い。

〈添付資料〉

(1) 国土交通省 国の機関として初めてのローカル 5G 無線局免許取得

(2) インフラ分野の DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000831.html

6. 3月23日、「川の防災情報」ウェブサイトを更新！ ～洪水の危険度を的確に伝え、主体的な避難を促進～

関東地方整備局
河川部

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで提供している「川の防災情報」ウェブサイトを、3月23日(火)に全面リニューアルし、大雨時に必要となる川の情報をより分かりやすく、見つけやすく提供します。

「川の防災情報」は、大雨などの際に、雨や川の水位の状況などを、インターネットを通じてリアルタイムに配信し、避難判断等に必要情報を入手できるウェブサイトです。

この度、より受け手に伝わる河川情報の提供を目指し、サイト構成や提供コンテンツを抜本的に見直し、全面リニューアルを行うこととしました。

主な改良点(詳細は本文資料(PDF)別紙参照)

- 身近な地点の情報に簡単にアクセス
- 地図を操作して調べたい情報を検索
- 全国の洪水の危険度を一目で確認

【現在利用されている方はご注意ください。】

「川の防災情報」のリニューアルにあたり、各コンテンツページの URL が変更となります。携帯版「川の防災情報」(<http://i.river.go.jp/>)については、リニューアルと併せてサービスを終了となります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000577.html

7. イオン株式会社と「災害対応に関する協定」を締結 ～国土交通省として初めての災害連携～

関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局では、首都直下地震や近年激甚化している風水害等の大規模災害に備え、効率的に災害対応を実施することを目的に、イオン株式会社と「災害対応に関する協定」を3月8日(月)、締結しました。

本協定により、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)や関東地方整備局の指揮下で災害対応を行う者等が活動する際に、イオン株式会社が所有する店舗の駐車場を活用する等、関東地方整備局とイオン株式会社が連携した災害対応を行うことができるようになります。

首都直下地震が発生した場合、国土交通省では TEC-FORCE 最大約 8,900 名、排水ポンプ車や衛星通信車等の災害対策用車両 514 台など、全国から集結し復旧活動を実施します。

関東地方整備局では、防災体制の充実・強化として「TEC-FORCE 高度化プラン関東 Ver.01」(令和元年9月9日発表)を進めております。本協定の締結により、関係機関と連携した、より一層の災害対応が可能となります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000018.html

8. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、385話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. マンホールカード第14弾を4月25日に配布開始 ～地域の名物や人気のゲームキャラクターの蓋がカードになります～

4月25日（日）から発行される第14弾では、初参画となる18の地方公共団体などで、41種類のマンホールカードが配布されます。

マンホールカードの発行を通じて下水道の役割を知っていただくとともに、各地に足を運んでいただくことで観光振興につなげていきます。

国土交通省は、これらの取組を実施する地方公共団体と連携し、下水道への関心醸成に向けて、広く情報発信を行っています。

▼マンホールカードとは？

GKP※が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する地方公共団体とGKPが共同で作成したカード型のパンフレットです。

第1弾から累計で、全国575団体758種類のカードが発行され、総発行枚数は約700万枚となります。

※GKP（下水道広報プラットフォーム）：下水道の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築と情報交流・連携を目指して、平成24年度に立ち上がった組織。

▼マンホールカードの入手方法

マンホールカードの配布場所はGKPのホームページ(<http://www.gk-p.jp/mhcard/>)でお知らせしております。

カードごとに指定された場所に足を運ぶと、「一人一枚」を原則に、無料で受け取ることができます。

※地域によっては新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていますので、地域の実情に応じて配布の方法にご配慮いただいております。

配布場所や時間などについては、各自治体のホームページを必ずご確認ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000464.html

2. 入札契約方式にイノベーションを！ ～地方公共団体における多様な入札契約方式の導入を支援します～

地方公共団体が抱える入札契約制度の課題の改善・推進を支援する「入札契約改善推進事業」について、事業の報告会を開催します。

○国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平

成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、入札契約改善推進事業として支援を行っています。

○令和2年度は、富山県入善町における海洋深層水取水施設整備事業を支援対象として、対象事業の性格や地域の実情等に関する課題を整理しながら、最適な入札契約方式の検討を進めてきました。

本取組の報告会を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせいたします。

1. 開催概要

令和3年4月6日(火) 14:00～(15:30終了予定)

(ZOOMによるWEB配信方式)

参加をご希望される方は、別紙「参加申込書」を確認のうえ、4月1日(木)までに別紙に記載の宛先までメールでお申込み下さい。

参加定員 : 500名(先着順)

対象者 : 地方公共団体等の発注関係事務、事業推進の担当者
発注者支援業務、CM業務等を行う企業の担当者

2. 報告内容

- ・令和2年度入札契約改善推進事業の支援結果(富山県入善町:海洋深層水取水施設整備事業)
- ・地方公共団体における多様な入札契約方式の活用状況調査の結果について
- ・その他、令和3年度入札契約改善推進事業の募集や多様な入札契約方式に関する参考資料等についてもご紹介を予定しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00036.html

3. 全国の「関係人口」は1,800万人超!

～「地域との関わりについてのアンケート」調査結果の公表～

国土交通省では、移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ「関係人口」について、実態把握調査を実施しました。

その結果、全国の18歳以上の居住者(約10,615万人)のうち、約2割弱(約1,827万人:推計値)が特定の地域を訪問している関係人口(訪問系)であり、全国を大規模に流動していることが判明しました。

調査結果の概要

(1) 関係人口(訪問系)は、全国を大規模に流動

三大都市圏※1居住者の18.4%(約861万人)、その他地域居住者の16.3%(約96万人)を占める関係人口は、三大都市圏からその他地域(地方部)に約448万人、その他地域から三大都市圏に約297万人訪問していると推計されるなど、関係人口(訪問系)の大規模な流動が確認されました。

【資料1_P13】

(2) 関係人口の来訪が多い地域は、三大都市圏からの移住も多い

地域を訪れている関係人口の人数(市町村人口1万人当たり)と三大都市圏※2から

の転入超過回数を対比すると、関係人口の人数が多い市町村ほど、三大都市圏からの転入超過回数も多いことが確認できました。そのような地域では、外部の人を受け入れる環境が整っていると考えられます。

【資料 1_P21】

(3) 関係人口（訪問系）直接寄与型の地域への関わり方が多様であると判明

関係人口（訪問系）直接寄与型（地域において、産業の創出、ボランティア活動、まちおこしの企画等に参画する人）は、三大都市圏居住者の 6.4%（約 301 万人）、その他地域居住者の 5.5%（約 327 万人）存在しており、地域においては、地域づくりへの主体的な参画のほか、イベントなど地域交流への参加、趣味・消費活動などを含め、様々な関わり方をしています。また、農山漁村部に関わる直接寄与型は、関わり先の自然環境に魅力を感じており、移住希望が強いことが判明しました。

【資料 1_P11、12、23、24、25、26】

※調査結果「資料 1」及び「資料 2（補足資料）」につきましては、以下の URL をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000110.html

(参考) 調査の概要

○対象者：18 歳以上の全国に居住する人（有効回答数：148,831 人）

○調査方法：インターネットアンケート（調査実施時期：令和 2 年 9 月）

※ 1 調査区分については、【資料 2_P80、81】を参照ください。

※ 2 インターネットアンケート調査における調査区分とは定義が異なるため、【資料 1_P20】を参照ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000223.html

4. 「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を改訂しました！！ ～地方公共団体による移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成を促進～

平成 30 年度に作成した「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」について、令和 2 年 5 月のバリアフリー法改正等を踏まえ、内容の見直し及び拡充を図り、改訂版を作成しました。

国土交通省では、令和 2 年 5 月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）の改正による「心のバリアフリー」の推進や令和 3 年 4 月に施行する移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省第 2 号。以下「基本方針」という。）の改正による移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）等の地区設定に関する要件の見直し等を踏まえ、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を改訂しました。

また、平成 30 年度に創設されたマスタープランについて、近年策定された事例の充実を図るとともに、基本構想についても住民提案制度を活用した事例等を新たに追加しており、今後マスタープラン及び基本構想の作成や見直しを行う他の自治体に参考としていただく

ことを期待します。

令和3年度からのバリアフリー整備目標にも、マスタープランと基本構想の策定市町村数の目標値を位置づけており、今後も市町村等への働きかけ等を通じて、計画の策定を一層支援してまいります。

【ガイドライン改訂の主なポイント】（別紙1）

○令和2年5月バリアフリー法改正追補版の反映（令和2年6月施行分）

■マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追記。

■基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容の追記。

○令和3年4月施行の基本方針改正内容の反映

■移動等円滑化促進地区や重点整備地区の考え方の改善を追記。

○その他の参考情報の反映

■マスタープランの作成事例の充実。

■基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例の追加。

■参考資料編に近年の動向を反映。

【「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」の公表ページ】
国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000284.html

5. 入札契約改善推進事業の案件を募集します

～地方公共団体の課題に対応した入札契約制度の改善推進に向けて～

国土交通省は、令和3年3月1日より、入札契約制度について、地方公共団体が抱える課題の改善推進を支援する「入札契約改善推進事業」の案件募集を開始します。

○国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）等の施行を踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向けた支援を行っています。

○具体的には、発注者である地方公共団体が、多様な入札契約方式を導入・活用したり発注方式の工夫や施工時期の平準化を行ったりする取組みについて「入札契約改善推進事業」※として、支援の幅を拡大しながら実施しているところです。

本事業に採択された地方公共団体には、専門家等を派遣し、課題の整理、入札契約方式等の検討、必要となる諸手続の支援等を行います。

※平成26年度から29年度までは多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、「多様な入札契約方式モデル事業」として実施

○今般、本年3月1日より、地方公共団体に対し、具体的な支援案件を募集することとしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる地方公共団体

都道府県又は市区町村

2. 対象事業

全ての公共工事

（国土交通省所管事業である必要はありません。また、特定の工事を対象としたものである必要はありません。）

3. 募集期間

令和3年3月1日（月）～4月12日（月）

4. 選定方法・支援内容

ご応募いただいた提案の中から、入札契約改善推進事業選定・推進委員会での意見を踏まえ、事業を選定します。

選定された事業を実施する地方公共団体には、国土交通省にて別途選定・契約を行った支援事業者を派遣（費用は国土交通省にて負担）します。

5. 募集要項等

募集要項・応募様式及び過年度支援実績等につきましては、国土交通省ホームページに掲載しております。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00030.html